

事業コード	0010501	政策コード	02	政策名	社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略						
事業名	ものづくり中核企業成長戦略推進事業	施策コード	01	施策名	成長分野の競争力強化と中核企業の創出・育成						
		指標コード	05	施策目標(指標)名	コネクターハブ機能を担う中核企業の育成と技術イノベーションの創出						
部局名	産業労働部	課室名	地域産業振興課	班名	ものづくり戦略班	(tel)	2241	担当課長名	齊藤 大幸	担当者名	条田 快斗
評価対象事業の内容											
1－1．事業実施の背景（施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか）				5．前回評価における指摘事項等							
県経済の活性化を図るため、地域の取引の起点となり、雇用の場を提供するなど、地域経済の成長を牽引することのできる地域の中核的な企業の育成・創出を促進する必要がある。				①指摘事項							
1－2．外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点				②指摘事項への対応							
1－2．外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点				6．事業の内容							
				①事業概要及び推進状況							
				支援対象企業が実施する、新技術の開発や新市場への進出等、将来にわたって企業の成長が見込まれる事業プロジェクトに対して、経費の一部を補助する。							
2．住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)											
①満足度を把握した対象 ■ 受益者 □ 一般県民（時期： R02 年 05 月）											
②満足度の把握方法											
□ アンケート調査 □ 各種委員会及び審議会 ■ ヒアリング □ インターネット											
□ その他の手法（具体的に）											
③満足度の状況											
企業訪問時にヒアリングを行った。補助事業により、販路拡大に伴う売上増加や、雇用の促進に繋がったとの声が挙がった。											
3．事業目的（どういう状態にしたかったのか）				②事業費等							
地域経済を牽引する意欲の高い企業を支援対象企業として認定し、当該企業が競争力強化のために行う取組を支援することで、地域経済の中核的役割を担うことのできる企業の創出を促進し、県内産業の活性化を図る。				単位（千円）							
				内 訳		当初計画事業費		最終事業費			
				ものづくり中核企業成長戦略推進事業		260,608		260,608			
						0		0			
						0		0			
						0		0			
						0		0			
						0		0			
				事業費計		260,608		260,608			
				財源内訳		78,024		78,024			
				国庫補助金		0		0			
				県債		83,428		83,428			
				その他		99,156		99,156			
				一般財源							
4．目的達成のための方法				③当初計画及び最終の事業費比較							
①事業の実施主体											
県											
②事業の対象者・団体											
県内中小企業（製造業）											
③達成のための手段											
地域経済の牽引役を目指す企業を支援対象企業として年5社認定し、新技術の開発や新市場への進出等、将来にわたって企業の成長が見込まれる事業プロジェクトに対して、成長戦略の策定から事業化まで一貫した支援を実施した。なお、令和元年度からは新規認定を行わず、認定企業の継続分に対してフォローアップを行い、目的達成を図った。				最終事業費／当初計画事業費 =(1)							

7. 事業の効果及び課題の改善状況									
新型コロナウイルス感染拡大の影響等で、県内中小企業は依然厳しい環境下にある。その中で地域経済の牽引に大きく貢献する中小企業の育成は必須であり、本事業にて、財務面、技術面への支援を行うことで競争力の強化を促し、企業の中核化を図った。中核化の達成基準には、売上高や従業員数の増減を定めており、企業の経営状態や市場環境に左右されるのが実状である。中核化に至らずとも技術面の向上を果たした企業は多数あり、本事業の成果は表れている。補助事業は終了するも、引き続き対象企業へのフォローアップは継続し、支援及び成果の把握に努めていく。									
8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み									
指標Ⅰ	指標名	中核企業化達成企業数							指標の種類
	指標式	新たに中核企業化を達成した企業数を計上する。							●成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ● 非該当								
	指 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体
	目標a	0	0	0	0	5	5	5	5
	実績b	0	0	0	0	4	3	0	
b/a						80%	60%	0%	0%
②データ等の出典		地域産業振興課調べ							
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ● 翌年度 06月 ○ 翌々年度 月									
指標Ⅱ	指標名								指標の種類
	指標式								○成果指標 ○業績指標
	①年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 ○ 該当 ○ 非該当								
	指 標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	02年度	全体
	目標a	0	0	0	0	0	0	0	
	実績b	0	0	0	0	0	0	0	
a/b									0%
②データ等の出典									
③把握する時期 ○ 当該年度中 月 ○ 翌年度 月 ○ 翌々年度 月									
◎指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法									
①指標を設定することが出来なかった理由									
②成果（見込まれる効果）									
所管課の評価									
有効性の観点	住民満足度の状況 ●a ○b ○c 【b又はcの場合の分析】								評価結果
									○A ●B ○C
	事業の効果 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○a 達成率100%以上 ○b 達成率80%以上100%未満 ○c 達成率80%未満 【b又はcの場合の理由】 令和3年度が属する決算期が未到達で、直近の決算関係書類の確認ができない企業があり、令和3年度の実績値が確定できないため、適用不可とする。中核化に至らずとも、技術面の向上を果たした企業が多数あることから、本事業の成果は表れている。								
効率性の観点	事業の経済性の妥当性 適用の可否 ○ 可 ● 不可 ○ a 1.0～ ○ b 0.8～1.0 ○ c ～0.8 〔 事業終了後の効果 最終事業費 〕 / 〔 当初計画時の効果 当初計画事業費 〕 = 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】 事業を進めるに当たって、複数の購入先業者より相見積もりを取得してもらう等して、経費削減に努めた。								評価結果
									○A 1.0～ ●B 0.8～1.0 ○C ～0.8
総合評価	○A（妥当性が高い） ●B（概ね妥当である） ○C（妥当性が低い） コロナ禍や国内需要の減退により、県内中小企業は依然厳しい環境下にある。その中で、地域経済を牽引する役割を担う中核企業の創出は必須であることから、企業の技術面及び財務面での支援を実施した。中核化を達成した企業数は37社となっており、中核化に至らなかった企業も技術面の向上が見られ、本事業の成果が表れている。今後もフォローアップの実施により支援及び成果の把握に努めていく。								
	評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)								
政策評価委員会意見									

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1)各評価項目の判定基準

観 点	評価項目	判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2		A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1～3点) C:有効性は低い (0点)	
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c 住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1		1次 2次	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0				
	計		4	3		B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値（注）が全て1.0以上	2	1		A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b a、c 以外の場合	1				
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0			1次 2次	
	計		2	1		B	

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果} - \text{最終事業費}}{\text{当初計画時の効果} - \text{当初計画時事業費}} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2)総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		